

薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（案）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）

改 正 案	現 行
<p>別表</p> <p>1 ビデオ軟性血管鏡 （略）</p> <p>1183 体外衝撃波疼痛治療装置</p> <p>1184 放射線治療装置用シンクロナイザ</p> <p>1185 グルコースモニタシステム</p> <p>1186 陰圧創傷治療システム</p> <p><u>1187 歯科用空気駆動式ハンドピース</u></p> <p><u>1188 振動式末梢血管貫通用カテーテルシステム</u></p>	<p>別表</p> <p>1 ビデオ軟性血管鏡 （略）</p> <p>1183 体外衝撃波疼痛治療装置</p> <p>1184 放射線治療装置用シンクロナイザ</p> <p>1185 グルコースモニタシステム</p> <p>1186 陰圧創傷治療システム</p>